

南城市教育委員会の行事の共催等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、南城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して行う行事の共催又は後援（協賛、推薦及び協力を含む。以下同じ。）の承認等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 学校教育又は社会教育及び生涯学習に関する展覧会、講習会、研究会、競技会その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(共催承認の基準)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する行事について、共催の承認申請があった場合には、共催を承認することができる。

- (1) 教育施策推進上効果があると認められるもの
- (2) 国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準ずるものが主催するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行事については、共催しないものとする。

- (1) 個人の行事
- (2) 営利団体が行う営利意図をもつ行事
- (3) 行政運営の方針又は施策の趣旨に合致しないと思われる行事
- (4) 政治的又は宗教的意図をもつ行事
- (5) その他教育委員会が不相当と認める行事

(後援承認の基準)

第4条 教育委員会は、本市の教育施策推進上効果があると認められる行事であって、国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準じる者が主催するもの又は教育関係団体若しくは研究団体等が主催するものについて、後援の承認申請があった場合には、後援を承認することができる。ただし、前条第2項各号に掲げる行事については、この限りでない。

(承認申請の手續)

第5条 共催又は後援を申請しようとするものは、行事の（共催・後援）申請書（様式第1号）により、教育委員会に行事開催14日前までに、その旨を申請しなければならない。

(承認の審査及び決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合には、教育委員会は、次の各号に掲げる事項について審査し、承認について決定しなければならない。

- (1) 行事の趣旨及び内容
- (2) 主催者、共催者及び後援者

- (3) 参加者及び参加方式
- (4) 開催日程
- (5) 講師及び出演者等
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定による審査に当たっては、主管課は、関係課とあらかじめ緊密な連絡を取らなければならない。

(共催又は後援の名義)

第7条 共催又は後援の名義は、南城市教育委員会とする。

(承認書の交付)

第8条 共催又は後援の承認を決定したときは、当該申請者に対して行事の(共催・後援)承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、当該申請に対して共催又は後援の承認をした後においても、承認基準に反する事項が生じた場合には、その承認を取り消すとともに、以後、その関係団体が行う行事の共催又は後援を承認しないことができるものとする。

(実施結果報告書の提出)

第10条 教育委員会は、共催又は後援を承認した行事のうち必要があると認めたものについては、実施結果報告書(様式第3号)の提出を求めることができる。

(その他)

第11条 特別の事情によりこの告示により難しい場合は、その都度、教育長が決定する。